

## &lt;委託業務関係提出書類一覧表&gt;

【令和3年度制定】  
※R3.6.1以降適用

項目	様式番号	提出要否	提出時期	根拠法令等	西条市共通仕様書	備考
・着手届	参考様式1	必須	業務着手時直ちに	-	-	
・管理技術者通知書(変更通知書)	参考様式3	必須	契約後(変更後)速やかに	契約約款 第10条	《測量業務》第9条 《設計業務》第7条 《地質土質》第8条	・雇用関係を証明する資料を添付 ・技術者の資格者証等についても原則添付 《測量業務》 ・測量法に基づく測量士の有資格者であり、かつ、高度な技術と十分な実務経験を有するもの。 《設計業務》、《地質土質》 ・技術士、国土交通省登録技術者資格、RCCM、土木学会認定土木技術者等の業務内容に応じた資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であること。
・管理技術者経歴書	参考様式4	必須	契約後速やかに			
・照査技術者通知書(変更通知書)	参考様式5	必須 (測量業務は不要)	契約後速やかに	契約約款 第11条	《測量業務》 - 《設計業務》第8条 《地質土質》第9条	・雇用関係を証明する資料を添付 ・技術者の資格者証等についても原則添付 ・管理技術者との兼務は不可 《設計業務》、《地質土質》 ・技術士、国土交通省登録技術者資格、RCCM、土木学会認定土木技術者等の業務内容に応じた資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であること。
・照査技術者経歴書	参考様式6	必須 (測量業務は不要)	契約後速やかに			
・担当技術者通知書(変更通知書)	参考様式7	仕様書等で定める場合	契約後速やかに	-	《測量業務》第10条 《設計業務》第9条 《地質土質》第10条	・雇用関係を証明する資料を添付 ・技術者の資格者証等についても原則添付 ・管理技術者と兼務の場合は除く ・複数の場合は8名まで
・担当技術者経歴書	参考様式8	仕様書等で定める場合	契約後速やかに			
・打合せ記録簿	参考様式9	必須	必要の都度	-	《測量業務》第12条 《設計業務》第11条 《地質土質》第12条	
・業務打合簿	参考様式10	提出・報告・協議などの場合に適宜使用		契約約款 第2条	《測量業務》第12条 《設計業務》第11条 《地質土質》第12条	・発注者及び受注者が作成
・工程表(当初)	参考様式11	必須	契約締結後14日以内	契約約款 第3条	《測量業務》第13条 《設計業務》第12条 《地質土質》第13条	
・工程表(変更)	参考様式12	該当する場合	契約締結後14日以内	契約約款 第3、22、 23条	《測量業務》第24条 《設計業務》第23条 《地質土質》第24条	
・業務計画書	参考様式14	(委託料が100万円以上の場合)必須	契約締結後14日以内 (休日等を含む)	-	《測量業務》第13条 《設計業務》第12条 《地質土質》第13条	・委託料が100万円未満の工事にあつては、監督員の指示による。 ・記載事項については、各共通仕様書を参考 ・照査技術者による照査が定められている場合は、照査計画について記載するものとする。
・変更業務計画書	参考様式14	該当する場合	その都度変更した部分に着手する前に	-	《測量業務》第13条 《設計業務》第12条 《地質土質》第13条	
・TECRISデータの登録内容確認書 (※受注時、変更時、訂正時、完了時)	-	(委託料が100万円以上の場合)必須	契約後、変更後、又は完了 検査後15日以内に監督員の 確認を受けて登録を行い、 確認書の写しを提出	-	《測量業務》第11条 《設計業務》第10条 《地質土質》第11条	・変更時と完了時の間が、15日間(休日等を除く)に 満たない場合は、変更時の登録を省略できる。
・再委託承諾申請書	参考様式15	再委託を行う場合	下請負を契約しようとする とき	契約約款 第7条	《測量業務》第29条 《設計業務》第28条 《地質土質》第29条	・承諾申請に対して、発注者が承諾の通知(参考様式 16)を行う。
・再委託報告書	参考様式17	再委託を行う場合	下請負の通知を求められた とき	契約約款 第7条	-	・再委託契約書等の写しを添付
・貸与品等の借用書	参考様式18	該当する場合	引き渡し(貸与)日から7日 以内	契約約款 第16条	《測量業務》第14条 《設計業務》第13条 《地質土質》第14条	
・身分証明書交付願	参考様式19	該当する場合	必要の都度	-	《測量業務》第17条 《設計業務》第16条 《地質土質》第17条	※立入り作業完了後10日以内に身分証明書(参考様 式20)を発注者に返却
・設計図書との不一致等について	参考様式21	該当する場合	該当する事実の発見後速や かに	契約約款 第18条	《測量業務》第7条 《設計業務》第5条 《地質土質》第6条	・不一致等の内容がわかる写真等資料を添付 ・受注者からの提出書類に対して、発注者が調査結果 の通知(参考様式22)を行う。
・履行報告書	参考様式23	必須	必要の都度	契約約款 第15条	《測量業務》第35条 《設計業務》第34条 《地質土質》第35条	
・工程表(実施)	参考様式13	必須	成果物に含めて提出	-	-	
・完了届	参考様式2	必須	業務完了後、工期末日ま でに	契約約款 第32条	《測量業務》第18条 《設計業務》第17条 《地質土質》第18条	
・成果物	-	必須	業務完了後、工期末日ま でに	契約約款 第32条	《測量業務》第18条 《設計業務》第17条 《地質土質》第18条	・成果納品書も併せて提出
・照査報告書	-	必須 (測量業務は不要)	業務完了後、工期末日ま でに	-	《測量業務》 - 《設計業務》第17条 《地質土質》第18条	・照査技術者の署名又は記名押印が必要

## 【補足】

◇提出不要となっている書類であっても、受注者と監督員の協議により業務内容等から必要と判断した場合は提出を求めるものとする。

●受発注者の業務効率化を図るため、上記委託業務関係提出書類一覧表に掲載されている委託業務関係書類については、全て押印(受注者からの会社印や代表者印)を廃止する(照査報告書を除く)。ただし、押印しないことを強制するものではないため、従前どおり押印された書類も受付する。押印を求めない書類については、担当者が責任をもって内容確認を行った上で提出すること。